

一

関

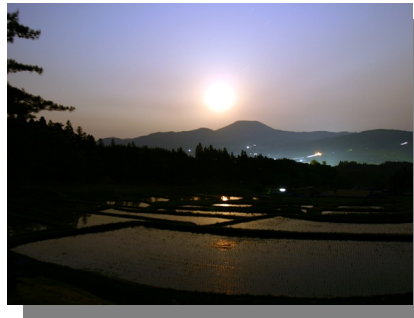
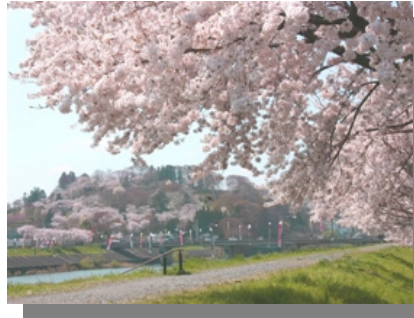
市

景

観

計

画



平成 21 年 3 月
一 関 市

序

景観まちづくりが目指すことは、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と、悠久の歴史・文化が脈々と息づいている本市の貴重な財産を将来の一関を担う子どもたちに自信と誇りをもって継承し、ふるさと意識を育み、自分たちのまちを誇りに思い、まちを愛する気持ちを持つことであり、住みたい、住み続けたいと思えるまちをつくることである。

そのためには、住民一人ひとりが身近なところから生活の改善や景観に配慮することによって、より美しい周辺環境・景観を実現していくことが必要である。そして、周辺の自然や歴史・文化等を含めた景観特性を考慮し、住民、事業者、行政がお互い情報を交換、共有し、その地域にふさわしい景観づくりを目指すとともに、魅力ある地域づくりを進めることが重要である。

景観とは、私たちを取り巻く環境に対する景色や眺めであるが、暮らしの息づかいや賑い、歴史的、文化的な雰囲気、心象風景などの視覚以外の領域にも深くかかわっており、そのありようは、それぞれの地域の文化を反映していることから、景観は地域の大切な個性であり、かけがえのない財産である。

優れた景観は、私たちの生活に潤いと安らぎ、日々の活力を与えてくれるとともに、次代を担う子どもたちの情操を豊かに育てるなど、人間形成に良好な影響を与えてくれるものである。

このことから、本計画の目指すものは、住民一人ひとりがより美しい周辺環境づくりを常に意識しながら、それぞれの地域が有する魅力ある歴史・文化資源や、これまで進めてきた景観づくり、まちづくりの取り組みを大切にしつつ、地域の特長を生かした景観の保全・誘導や、個性的な景観を活かした魅力あるまちづくりを進めることにより、郷土愛や豊かな心を育むことである。

一関市景観計画

目次

1章. 計画の基本的事項

- 1-1 計画策定の背景と目的 2
- 1-2 景観計画の位置づけ 2
- 1-3 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号） 3

2章. 景観まちづくりの現状

- 2-1 一関市の概況 6
- 2-2 一関市の景観資源の特徴 10
- 2-3 住民主体によるこれまでの取り組み 24

3章. 景観まちづくりの課題

- 3-1 景観まちづくりの課題の整理 26

4章. 将来像

- 4-1 景観まちづくりの将来像 32

5章. 基本方針（景観法第8条第2項第2号）

- 5-1 景観まちづくりの基本目標 39
- 5-2 景観まちづくりの構成要素別方針 44
- 5-3 地域ごとの景観まちづくりの方針 47

6章. 景観形成基準（景観法第8条第2項第3号）

- 6-1 景観形成基準の構成 56
- 6-2 景観形成基準について 56
- 6-3 一関市景観計画区域における景観形成基準 57
- 6-4 景観形成重点地区の指定方針 60
- 6-5 景観形成重点地区（巖美溪周辺地区）における景観形成基準 61

7章. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

- 7-1 景観重要建造物の指定の方針 70
- 7-2 景観重要樹木の指定の方針 70

8章. 景観重要公共施設の整備に関する事項	
8-1 指定の基本的考え方	72
9章. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 (景観法第8条第2項第5号ニ)	
9-1 景観農業振興地域整備計画の策定の方針	74
10章. 景観まちづくりの推進に向けて	
10-1 景観まちづくりの推進方策	76
10-2 推進方策のまとめ	83

注：文章内の※は巻末の「用語説明」参照